

根羽村公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

根羽村

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象施設	2
4 計画期間	2
第2章 公共施設等の現況	3
1 根羽村の現状	3
2 公共施設等の保有状況	7
3 公共施設の劣化状況	11
第3章 公共施設等における更新費用の推計	19
1 建築系公共施設	19
2 道路	21
3 橋りょう	22
4 簡易水道	23
5 下水道	24
6 公共施設等全体のまとめ	25
第4章 公共施設等を取り巻く課題の整理	26
第5章 公共施設等マネジメントの理念と目的	27
1 計画の理念、目的	27
2 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標	28
第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	31
1 人口減少を見据えた整備更新	31
2 住民ニーズへの適切な対応	31
3 民間活力導入の検討	32
第7章 公共施設等の管理に関する実施方針	33
1 点検・診断等の実施方針	33
2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	34
3 安全確保の実施方針	34
4 耐震化の実施方針	35
5 長寿命化の実施方針	35
6 統合や廃止の推進方針	36

第8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	37
1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	37
2 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針	39
第9章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策	40
1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	40
2 フォローアップの実施方針	41

第1章 はじめに

計画策定の背景

根羽村では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらは時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては、人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

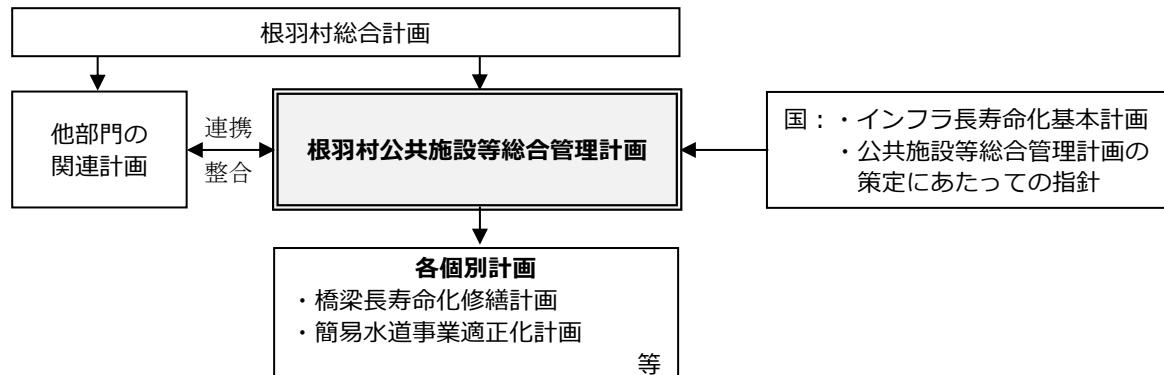
また国においては「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとし、地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画の策定を要請しています。

以上を踏まえ、「根羽村公共施設等総合管理計画」は、村の公共施設等の現状及び将来の見通しを把握し、どのように対処していくべきか基本方針を定めることを目的とし、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第75号 平成26年4月）で示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠して策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、「根羽村第5次総合計画」を上位計画として、公共施設等の管理等における基本方針を示すものであり、施設別の具体的な取組み等については、各個別計画等によって定めることとします。

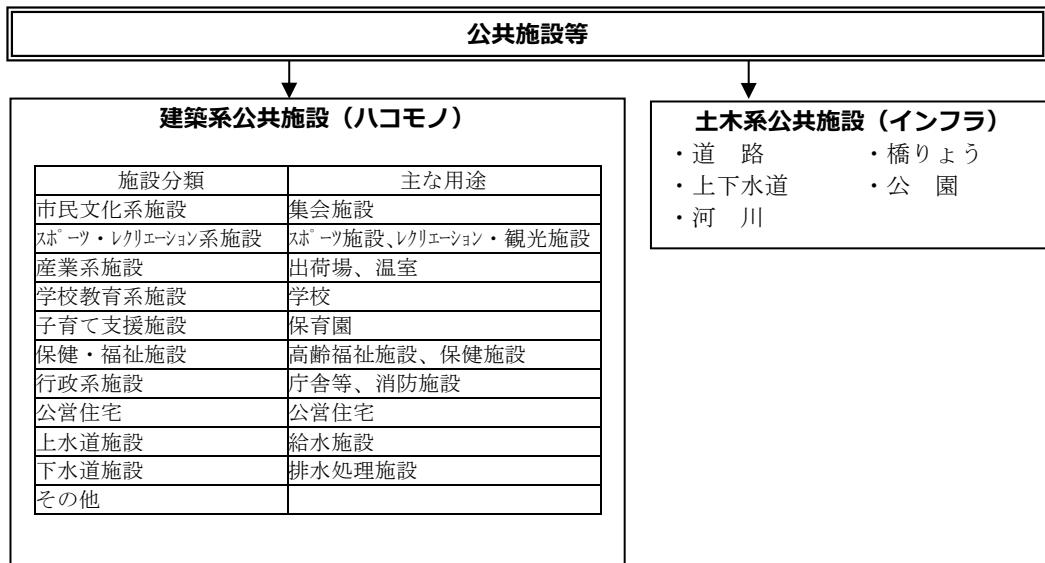
図 計画の位置づけ



計画の対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設（ハコモノ）」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、村が保有する全ての施設とします。

図 対象となる公共施設等



計画期間

本計画は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な公共施設等に係る経費の削減と平準化を図るため、計画期間は、平成 29 年度～38 年度までの 10 年とします（更新費用のシミュレーションは長期的な予測が必要となるため 40 年とします）。

なお、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

第2章 公共施設等の現況

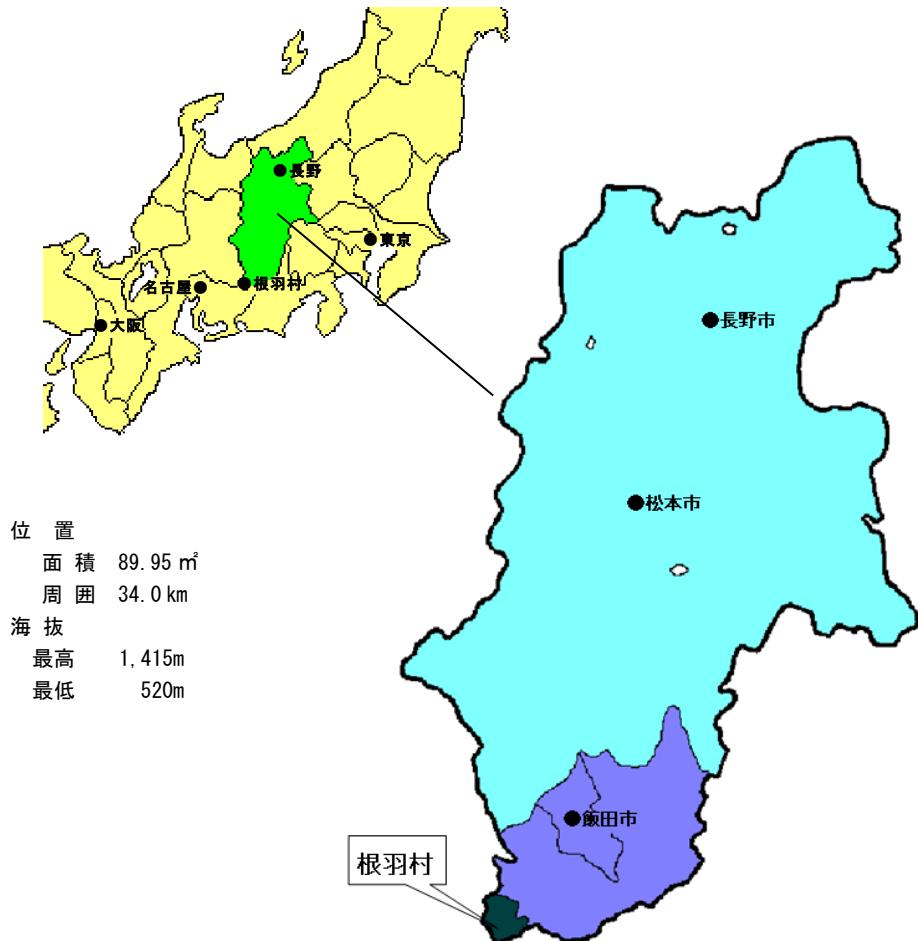
根羽村の現状

(1) 村の概要

根羽村は長野県の最西南端に位置しています。東北は下伊那郡の売木村、平谷村に接しており、一部は岐阜県恵那郡上矢作町に、西は愛知県東加茂郡稻武町、岐阜県上矢作町に接し、南は愛知県北設楽郡津具村及び豊根村と接しています。気候は夏季の高温多湿、冬季の寒冷乾燥で特徴づけられる表日本型です。しかし植物の分布で見ると日本海要素と呼ばれる植物が存し、裏日本型気候の影響が見られます。年間降水量は2,206mmで飯田や名古屋の1.4倍で多雨地帯に属しているので植栽されたスギ・ヒノキの成長が著しく、他の下伊那地方の山林には見られない美しい林相を呈しています。

(村ホームページより)

図 根羽村位置図



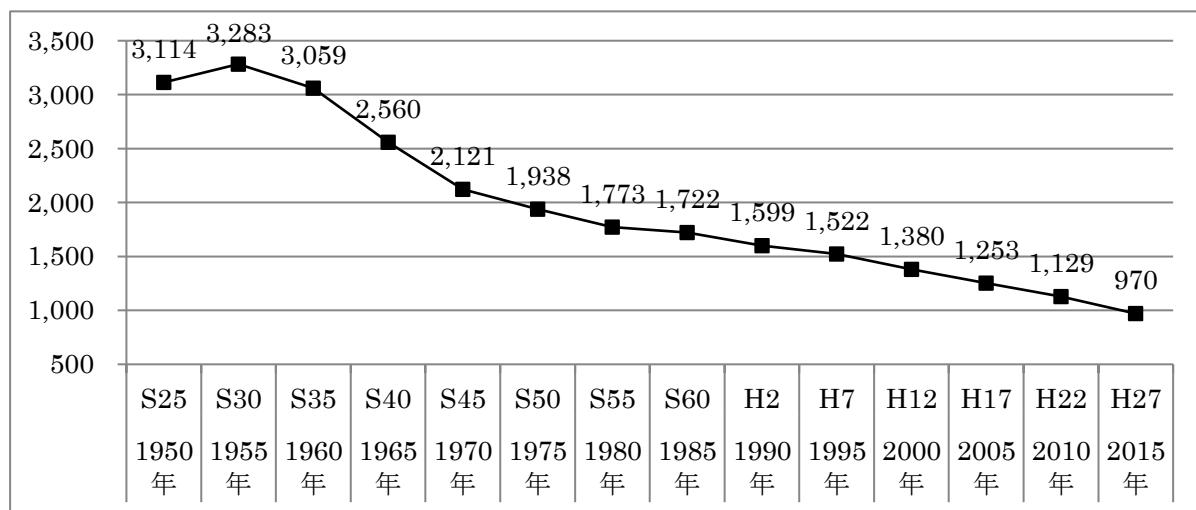
(2) 人口推移

村の人口は、1955 年の 3,283 人をピークに減少を続けており、2015 年では 970 人と 60 年間で約 70% 減少しています。

年齢別に人口をみると、2005 年以降は総人口の減少とともに 65 歳以上の老人人口も減少を始めていますが、総人口に対する割合では増加しており、2015 年では総人口の 49.3% を占めています。

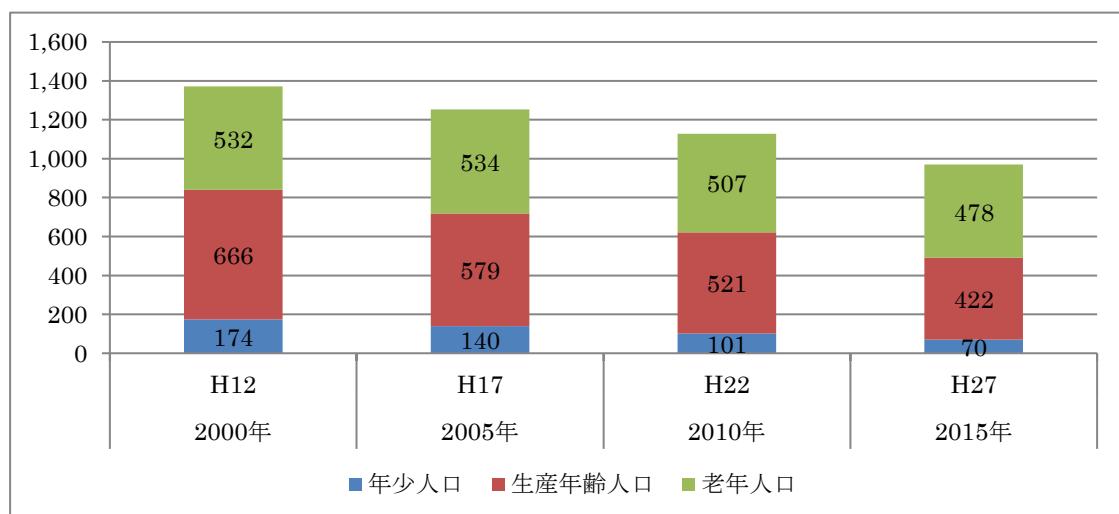
村では 2016 年に人口の将来展望を定めた「根羽村人口ビジョン」と将来展望人口に向けた取組を定めた「根羽村総合戦略」を策定しており、この中で合計特殊出生率の改善、転出抑制による純移動率の改善を図り、2060 (平成 72) 年で人口 650 人程度の確保を目指しています。

図 人口の推移 (単位：人)



資料：各年国勢調査

図 年齢別人口の推移 (単位：人)



資料：各年国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

表 根羽村人口ビジョンにおける将来人口推計

(単位：人)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
①社人研推計	1,129	1,005	892	793	707	633	564	500	440	390	350
②合計特殊出生率2.07となった場合	1,129	1,004	890	794	714	645	581	519	463	416	380
③人口減少対策実施による根羽村の目標	1,129	1,007	950	902	856	814	773	735	698	663	632

図 根羽村人口ビジョンにおける将来人口推計

(単位：人)

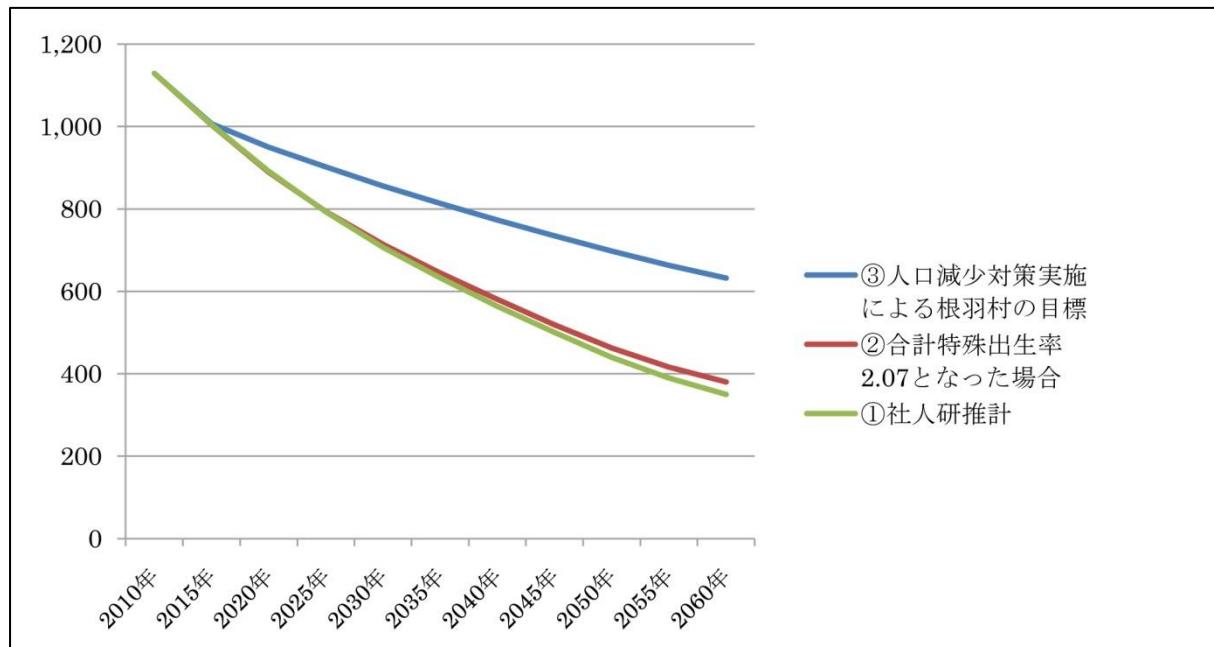
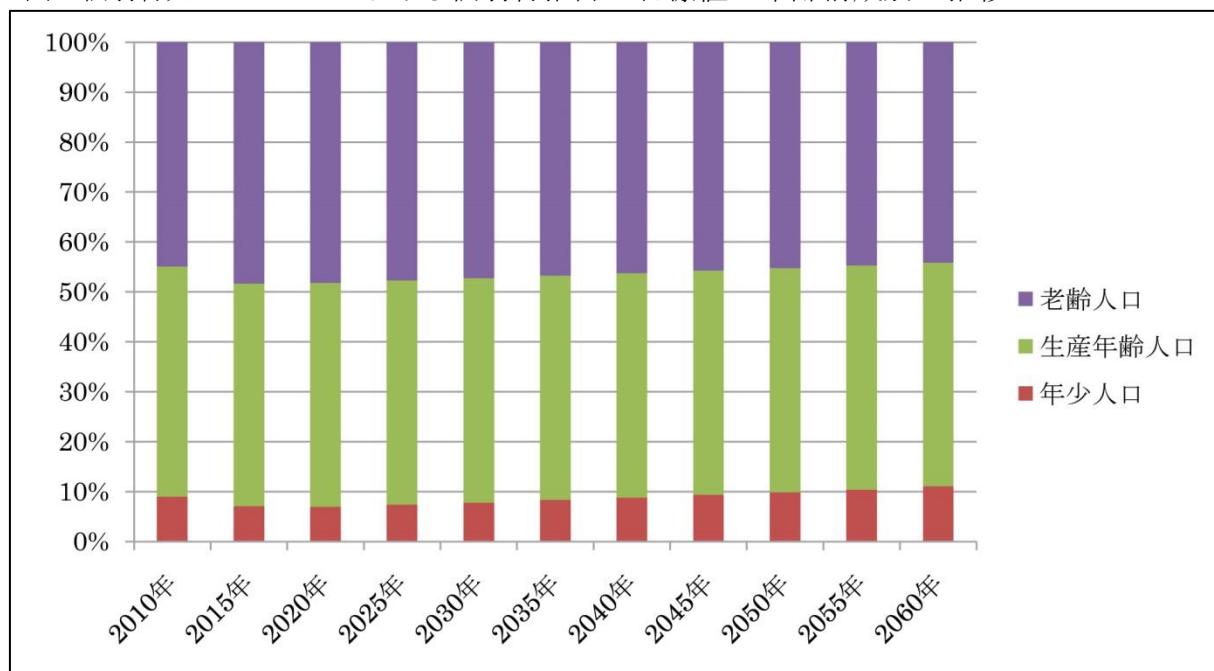


図 根羽村人口ビジョンにおける根羽村推計・目標値の年齢構成別の推移



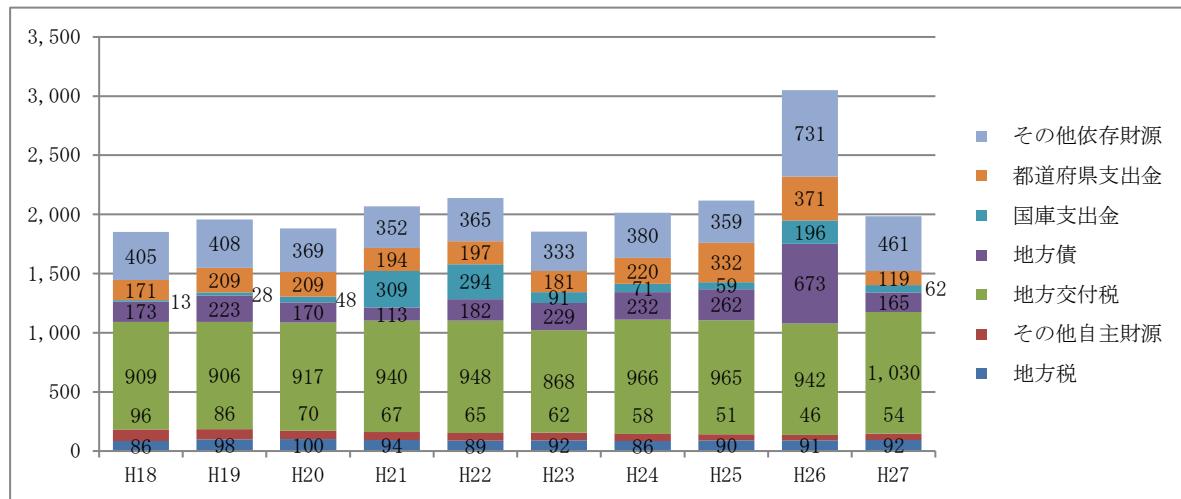
(3) 財政状況

平成 27 年度の普通会計を基に村の歳入の状況をみると、村税（地方税）が約 0.9 億円で、地方交付税が約 10.3 億円となっています。

村税をはじめとする自主財源は全体の 7.4% であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 92.6% となっています。

図 岁入の推移

(単位：百万)

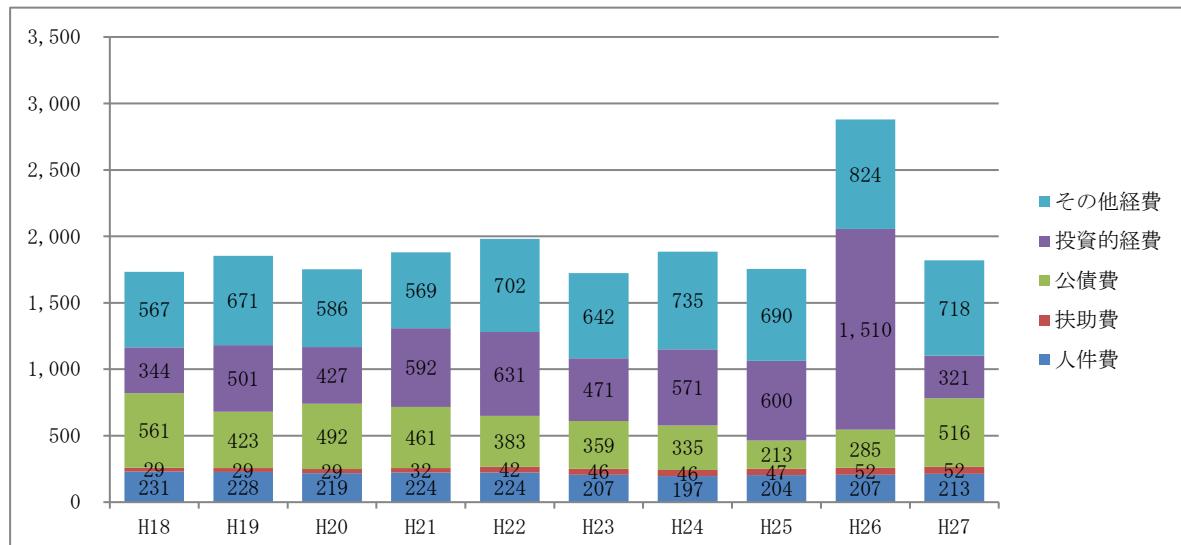


歳出の状況をみると、投資的経費には各年度によって大きな上下があり、平成 27 年度では約 3.2 億円となっており、歳出の約 17.6% を占めています。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は平成 26 年度まで概ね横ばい傾向となっていましたが、平成 27 年度では公債費が大幅に増加し、約 7.8 億円で全体の 42.9% となっています。

図 岁出の状況

(単位：百万)



公共施設等の保有状況

(1) 施設数、延床面積

村が保有する建築系公共施設は、65施設、117棟、総延べ床面積43,618.4m²です。

用途別延床面積構成比では、スポーツ・レクリエーション施設が最も高く、全体の37.4%を占めています。公営住宅が13.1%、学校教育系施設が12.8%、産業系施設が12.5%となっています。

道路、橋りょう等の土木系公共施設の保有量は、村道が約96km（舗装部：54km）、林道が約72km、橋りょう約1km、簡易水道管渠が約48km、下水道管渠が約21kmとなっています。

図 建築系公共施設の建物面積の内訳

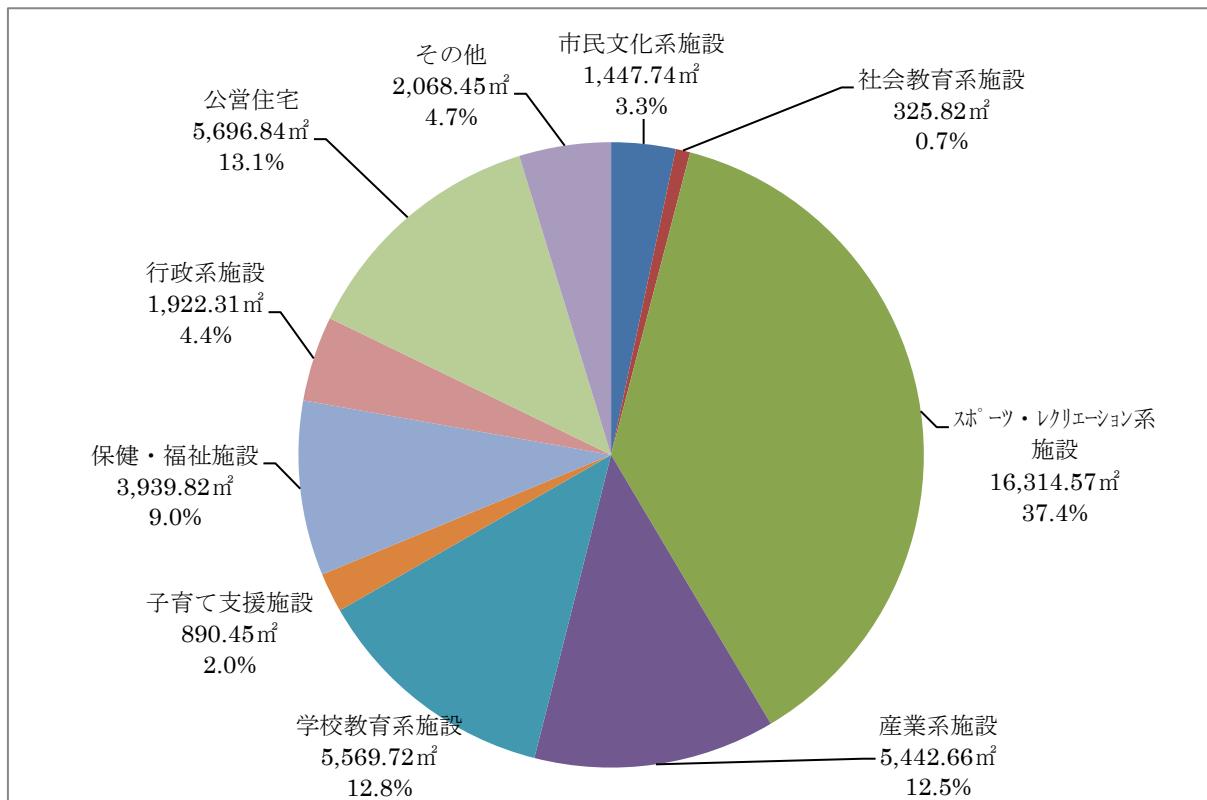


表 インフラ系公共施設

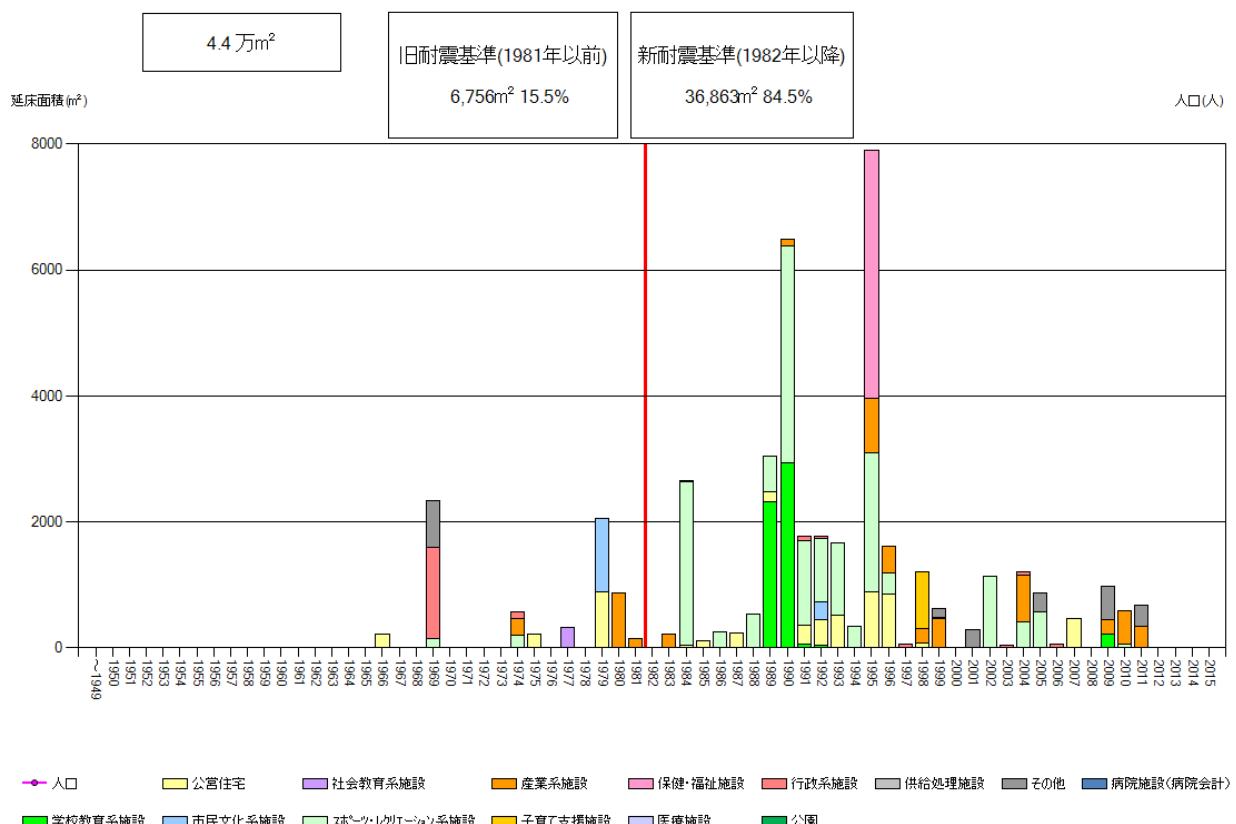
分類		内訳
道路	村道	実延長合計 95,926.3m、面積 246,253.2 m ² (舗装済延長: 54,067m、面積 201,241 m ²)
	林道	実延長合計 71,987m (うち橋りょう延長 159.9m)
橋りょう		実延長合計 1,016.5m、橋りょう面積合計 3,761.22 m ²
簡易水道（管渠）		実延長合計 48,394.3m
下水道（管渠）		実延長合計 20,790m

(2) 建築系公共施設の築年別状況

建築系公共施設（上下水道施設は除く）を築年別の延床面積でみると、1990年と1995年が突出して多くなっています。

赤い縦線より左側は旧耐震基準による建築物であることを示しています。現在の建築系公共施設の 84.5% が新耐震基準による建築となっています。

図 建築系公共施設の築年度別延床面積



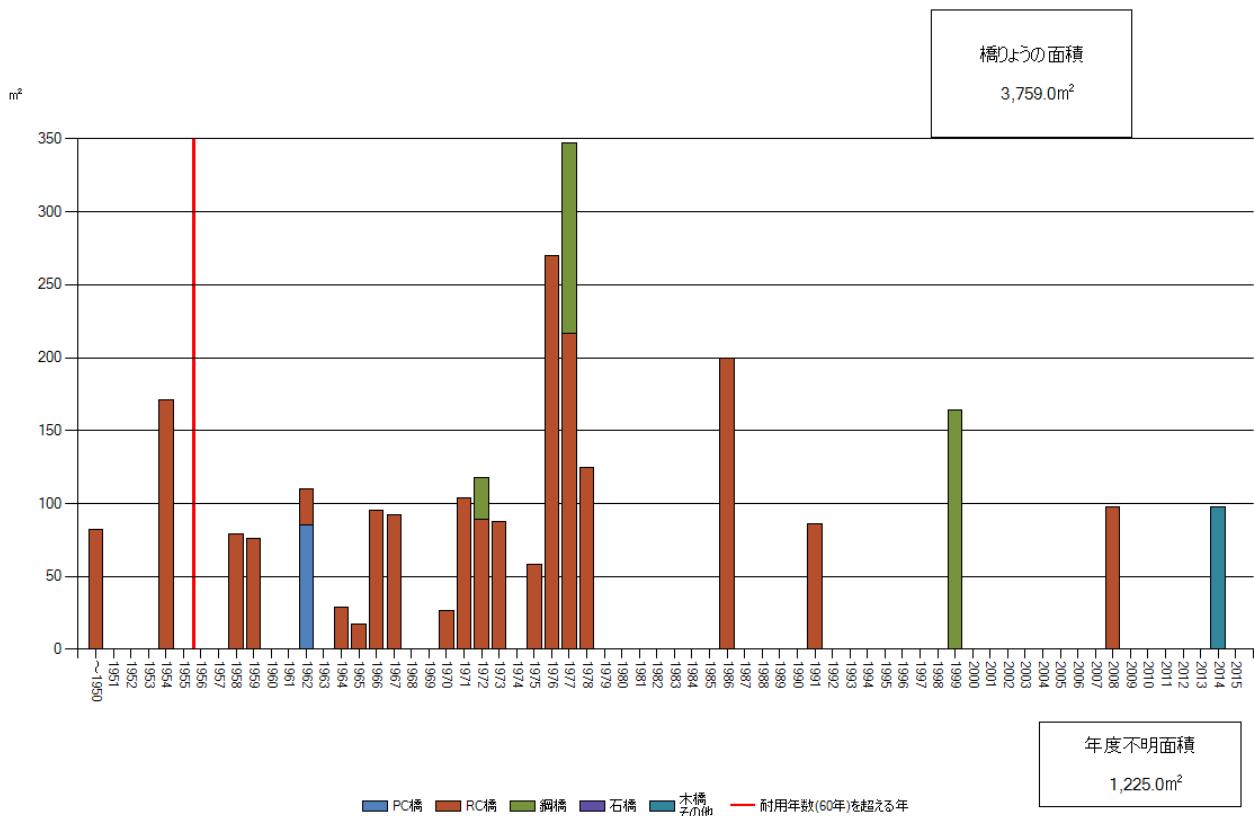
(3) 土木系公共施設の整備年別状況

①橋りょう

橋りょうの総面積は 3,759 m²です。橋りょうは、整備年度不明のものを除き、古いものでは 1931 年度に建設されており、整備量のピークは 1977 年度となっています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を経過している橋りょうを示しており、約 0.19km が耐用年数を超過しています。

図 橋りょうの建設年度別面積

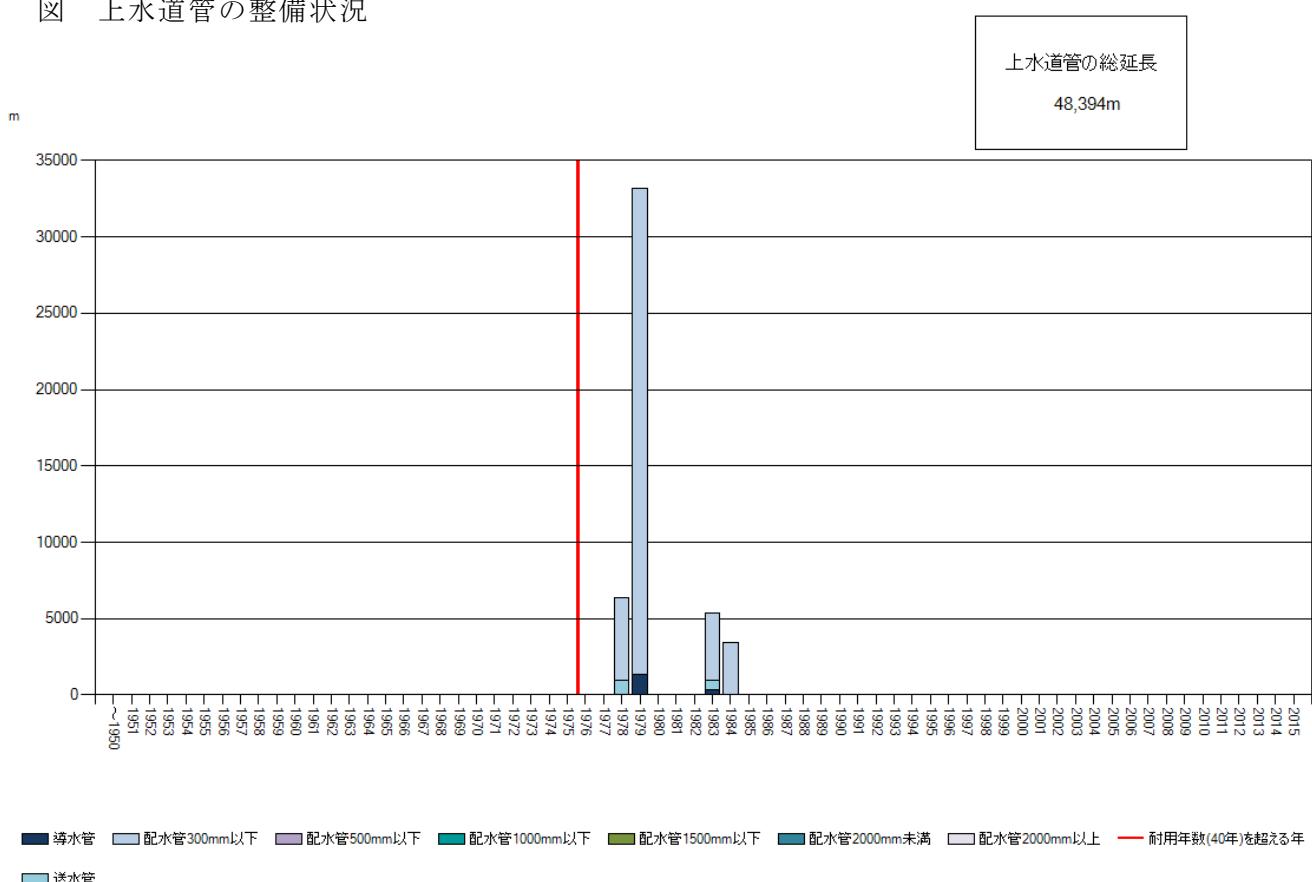


②簡易水道

上水道管の総延長は 48,394m で、整備年度不明の分を除き、1978 年度以降に敷設されており、整備量のピークは 1979 年度となっています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している上水道管を示しており、現時点で耐用年数を経過している上水道管はありません。

図 上水道管の整備状況



公共施設の劣化状況

(1) 目視調査による公共施設の劣化度判定

公共施設のうち、建築系施設が建築物として現在どのような状態にあるのか、その傾向を把握することを目的として、一定の手法に基づく調査を行います。これにより施設の劣化度を判定します。

判定結果は、

- ・劣化による支障等に対して、修繕措置（大規模修繕又は部分修繕）の必要性や優先順位を明らかにするための基礎資料
 - ・利用度と合わせた分析のための基礎資料
- 等として用いられます。

(2) 調査の方法

①目視調査の内容

目視で劣化度を判定する基準である「建築物修繕措置判定手法（財）建築保全センター」に準拠し、目視調査を実施しました。

調査面の選定は劣化が最も多く認められた1面で行い、外壁評価、塗装評価、シーリング評価を行いました。

②調査日時

平成28年12月20日

③調査時間

調査所要時間：1施設1時間程度。

④調査対象施設

調査台帳施設は、以下の条件により抽出しました。

抽出条件：◎築年数30年以上の耐火構造建築物を対象とする

- ・延床面積が100m²以下の施設を除く
 - ・大規模改修実施済及び実施予定の施設を除く
 - ・小中学校（廃校利用も含む）及び公営住宅を除く
 - ・車庫、倉庫・物置、書庫、設備室、計量器室を除く
- ◎上記の他、村が必要と判断した施設を対象とする

調査対象施設は、保健福祉系施設 1 棟、産業系施設 3 棟、スポーツ・レクリエーション系施設 2 棟、社会教育系施設 1 棟計 7 棟を抽出しました。

表 調査対象施設一覧

施設名称	施設分類	構造	階数	延べ床面積	建設日
老人福祉センターしゃくなげ	保健福祉系施設	鉄筋コンクリート	平屋	3,940	1995/10/25
根羽村総合研修センター	産業系施設	鉄筋コンクリート	平屋	1,163	1980/3/15
ネバーランド	スポーツ・レクリエーション系施設	鉄筋コンクリート	平屋	1,807	1996/3/19
ライスセンター	産業系施設	鉄筋コンクリート	平屋	431	1996/3/31
根羽村歴史民俗資料館	社会教育系施設	鉄筋コンクリート	平屋	326	1978/3/20
根羽村トレーニングセンター	スポーツ・レクリエーション系施設	鉄筋コンクリート	平屋	2,588	1984/8/30
桧原研修所	産業系施設	鉄筋コンクリート	平屋	666	1977/3/31

a. 評価方法

i. 外壁評価

外壁の仕上げ別に劣化度を判定します。

【コンクリート打放し外壁】

剥落、浮き、ひび割れ及び補修歴により判定する。調査面の選定は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

I. 鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

II. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

○ひび割れ

対象とする亀裂は 0.2mm 以上とし、鉄筋腐食に伴う浮きで拾った箇所は、ひび割れで拾わないなど劣化箇所を重複しないようにする。

III. 鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ 1 m に換算した時の 100 m²あたりの本数で示す。

IV. 開口部周辺のひび割れ…開口部 10 箇所あたりのひび割れ長さを合計し、長さ 1 m に換算した時の本数で示す。

V. 網状のひび割れ…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

VI. その他のひび割れ…ひび割れの長さを合計し長さ 1 m に換算した時の 100 m²あたりの本数で示す。

○補修歴

VII. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れに係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

【モルタル塗仕上、タイル張仕上げ外壁】

剥落、はらみ、ひび割れ、浮き箇所の最大値、表面劣化、補修歴により判定する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

I. 剥落…調査範囲は壁面全体とし、剥落面積若しくは剥落面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を 1 m²グリッド (1 m²角のマス目) に分け、1 グリッド内に 1 箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド 1 とし、1 壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。

II. はらみ…調査範囲は壁全体とし、剥落と同様にはらみ面積若しくははらみ面積率で評価する。面積評価はその実数、面積率評価は建物立面上を 1 m²グリッド (1 m²角のマス目) に分け、1 グリッド内に 1 箇所でも剥落が存在する場合は、剥落グリッド 1 とし、1 壁面の総グリッド数に対する剥落グリッド数の割合により剥落面積率を決定する。

III. 浮き…はらみ、浮きの最大値を見付け面積とその割合で評価する。

○ひび割れ

V. ひび割れ…目視により集中したひび割れが 1 壁面にどのくらい存在するのかで評価する。

○表面劣化

VII. 表面劣化…指触や釘ドライバー等によりモルタル表面のもろさ・風化状態を評価する。

○補修歴

VII. 補修歴…剥落、浮き、ひび割れ、表面劣化に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。(計画修繕は含まない)

【板状の仕上げ外壁】

割れ、欠損、はがれについて記録する。調査面は劣化がもっとも多く認められた面で行う。

○部材の劣化

木造部材（柱、梁等）の劣化状態と劣化の程度を記入して発生面積率で評価する。

○仕上げ材の割れ

目視により割れが 1 壁面にどのくらい存在するのかで評価する。

○仕上げ材の欠損

板状の仕上げ材の一部が欠け損じ、その深さが 20mm 以上であるか又は下地材が露出している状態が認められる場合、欠損面積若しくは欠損面積率で評価する。

○仕上げ材のはがれ

板状の仕上げ材がめくれ、又ははがれ落ちて下地材が露出している状態が認められる場合、発生面積率で評価する。

○仕上げ材（金属である物に限る）の腐食

金属である板状の仕上げ材に錆が認められ、欠損（穴あき）に至るおそれのある状態が認められる場合、発生面積率で評価する。

【ブロック表し外壁】

コンクリート部材及びブロック壁面の剥落・浮き、ひび割れにより判定する。調査面は劣化が最も多く認められた面で行う。

○剥落、浮き

I. 鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

II. 鉄筋の腐食と無関係な剥落、浮き…見付け面積当たりの発生面積率で評価する。

○ひび割れ

III. 鉄筋に沿うひび割れ…ひび割れの長さを合計した長さ 1m に換算した時の 100 m²あたりの本数で示す。

IV. コンクリート部材のひび割れ…臥梁、基礎梁、柱、梁で該当する部位ごとに点数をつけ、その平均を評価する。

V. ブロック壁体のひび割れ…外壁 4 面のうち該当する面ごとに点数をつけ、その平均で評価する。

○補修歴

VI. 補修回数…剥落、浮き、ひび割れ等に係る補修について、経常修繕の頻度を評価する。（計画修繕は含まない）

ii. 塗装評価

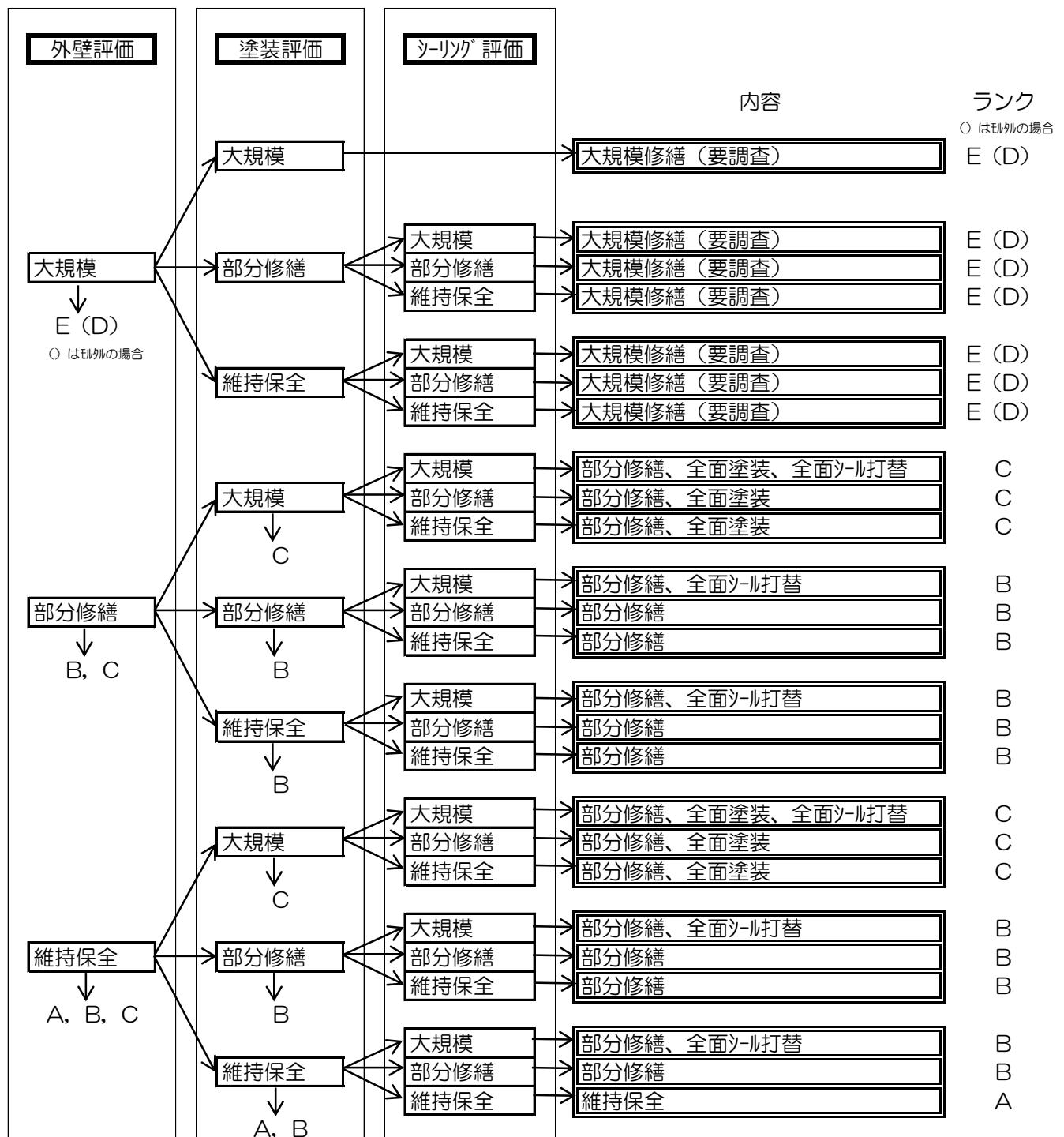
劣化デグリー、劣化面積率及び分布率により判定します。調査面の選定は劣化が最も多く認められた面で行います。

iii. シーリング評価

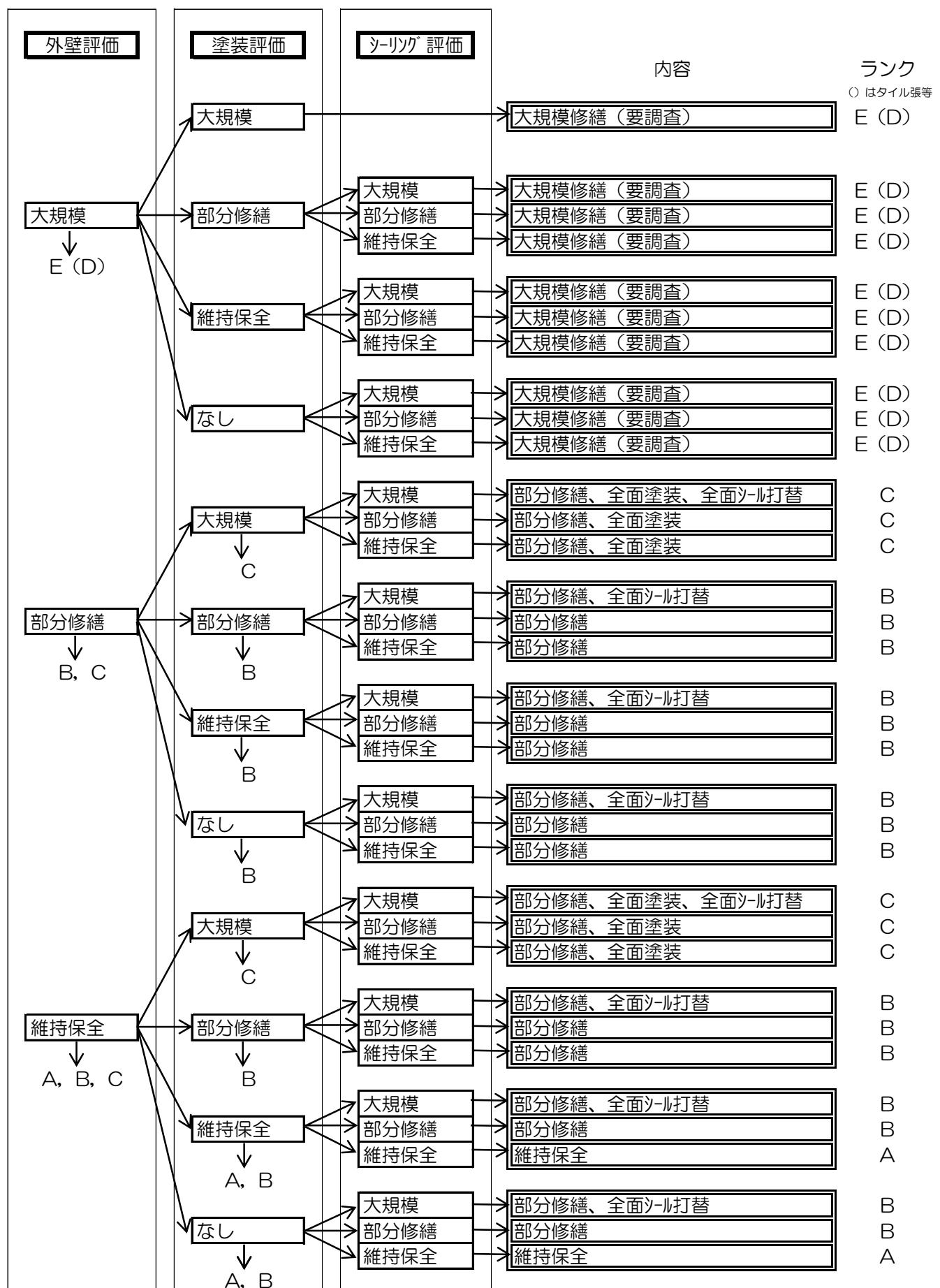
破断長及び剥離長をスケール等で実測し、調査したシーリング長と劣化しているシーリング長の割合の平均で評価します。

iv. 判定フロー

仕上げ別劣化度判定フロー（打放し外壁・モルタル外壁）



仕上げ別劣化度判定フロー (CB表し外壁・無塗装外壁)



b. 調査結果の分類

目視調査の結果は、外壁の種類に応じた劣化度判定フローに示すとおり、劣化の程度毎に4段階に分類し整理を行います。

修繕の必要性が最も低いものから順に「A」～「C」、大規模修繕が必要なものを「E (D)」とします。

ランク	内容
ランク「A」	補修の必要がない
ランク「B」	外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要
ランク「C」	塗装が劣化、全面塗装が必要
ランク「E (D)」	外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要（モルタル、タイル、板状の仕上げ外壁等のため構造体の劣化状況が確認できない）

(3) 調査結果

調査対象となった7棟のうち、大規模修繕が必要な「E (D) ランク」は無く、各部の部分補修が必要とされる「B ランク」は4棟、当面修繕の必要性がない「A ランク」は3棟となっています。

表 劣化度ランク別施設数

ランク	棟数	構成比	内容
A	3	42.9%	補修の必要がない
B	4	57.1%	外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要
C	0	0.0%	塗装が劣化、全面塗装が必要
E (D)	0	0.0%	外壁及び構造体が劣化、大規模修繕が必要（モルタル外壁等のため構造体の劣化状況が確認できない）
合計	7	100.0%	

表 調査結果一覧

施設名称	外壁	塗装	シリソク	評価
老人福祉センターしゃくなげ	維持保全	部分修繕	維持保全	B
根羽村総合研修センター	維持保全	維持保全	維持保全	A
ネバーランド	維持保全	部分修繕	維持保全	B
ライスセンター	維持保全	維持保全	維持保全	A
根羽村歴史民俗資料館	維持保全	部分修繕	大規模修繕	B
根羽村トレーニングセンター	維持保全	維持保全	維持保全	A
桧原研修所	維持保全	部分修繕	大規模修繕	B

第3章 公共施設等における更新費用の推計

更新費用の推計にあたっては、総務省による更新費用試算ソフト（Excel2007形式）を自治体PFI／PPP調査研究会における検討結果を踏まえて改修した「公共施設等更新費用試算ソフト（Ver.2.10）」を使用しました。

現在の建築系公共施設（ハコモノ）、道路、橋りょう、上下水道を保有し続けた場合の、今後40年間の更新にかかる費用をシミュレーションにより推計します。

建築系公共施設

更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定します。延床面積に更新（建替）単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- 今後新たな建設は行わない。
- 建設後60年で更新（建替）を実施する。建替期間は3年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を3年間に分割する
- 建設後40年で大規模改修を実施する。修繕期間は2年とする。改修時の費用は2年間に分割する。
- 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
- 大規模改修及び更新（建替）単価は次のとおりとする。

表 大規模改修及び建替単価 (単位：万円/m²)

公共施設等更新費用試算ソフトによる分類	大規模改修	更新（建替）
市民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

②更新費用の見通し

a. 年当たりの平均費用

次図は過去5年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2010～2015年度までの表示）と、今後40年間にかかると予想される更新費用の推計値（2016年度以降の表示）です。

今後40年間、現在あるすべての公共施設約4.4万m²を保有し続けた場合にかかる更新費用は187.8億円となり、年平均では4.7億円となります。過去5年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均2.51億円（グラフ中の橙色の線）ですが、これの1.9倍となります。

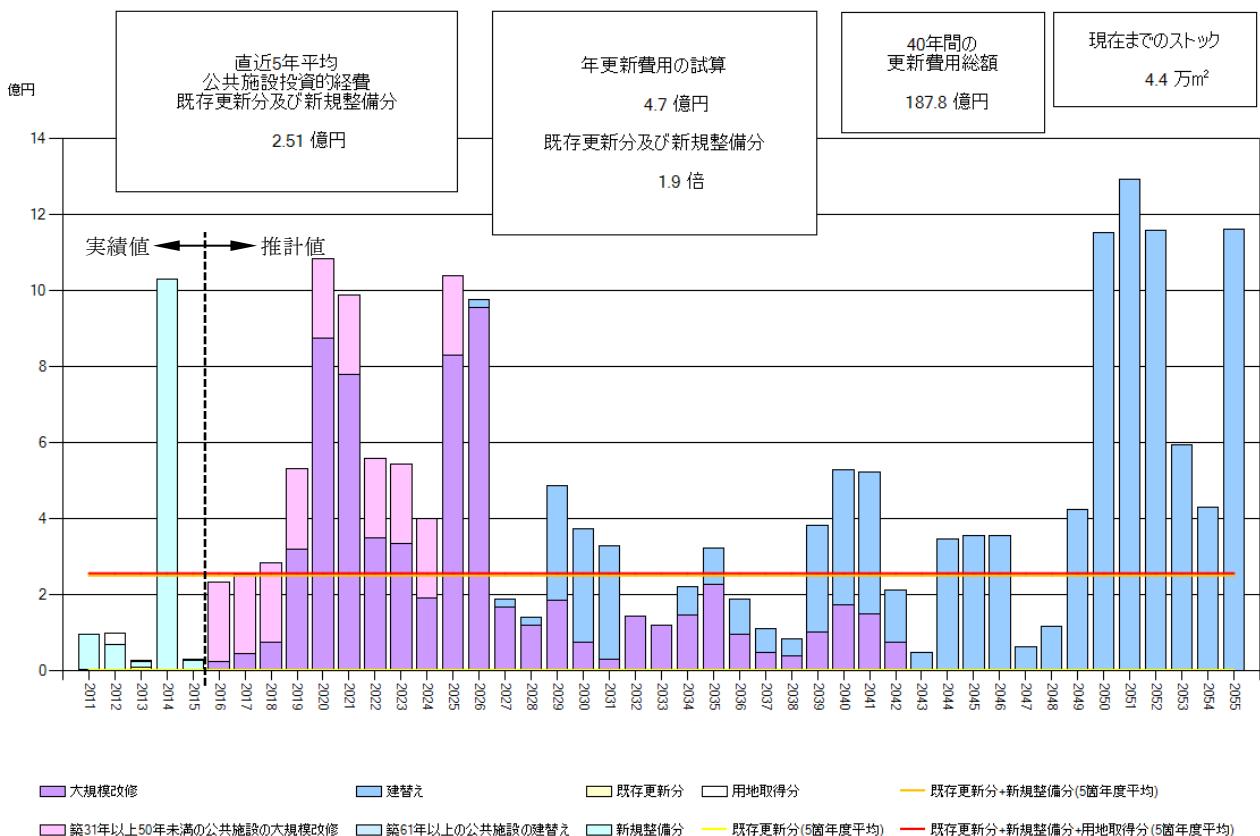
b. ピーク

今後10年間に「築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修」にまとまった費用が必要になります※。2019年度以降は「大規模改修」が増え始め、2020～21、2025～26年度が大規模改修のピークとなります。

2029年度以降から「建替え」が必要となり、2050～2052年度がピークで、2051年度には約13億円の更新費用が必要となります。

※大規模改修が実施されなければならない築30年を既に経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後10年間に割り振っています。

図 建築系公共施設全体の更新費用



道路

村道の舗装面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分更新量と仮定し、これに更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

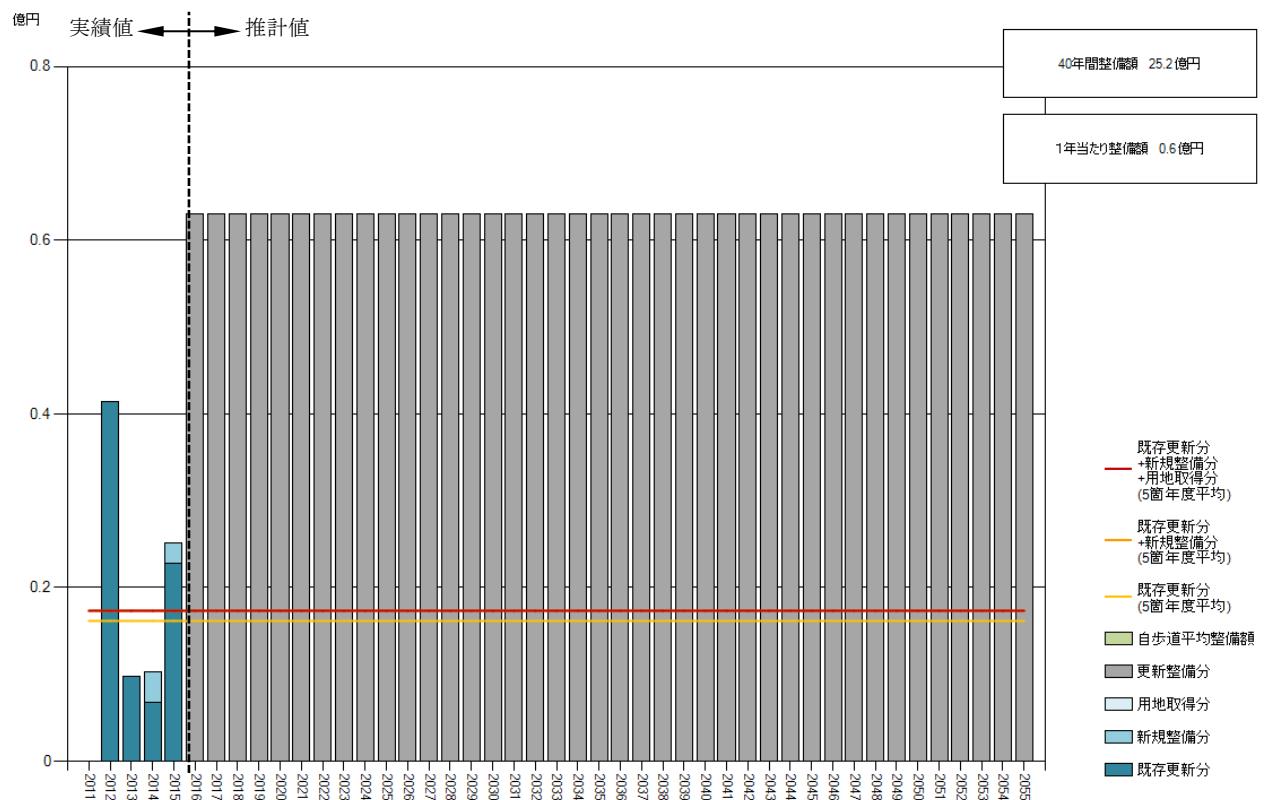
- 今後新たな整備は行わない。
- 舗装の耐用年数を15年とし、道路の全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- 更新単価は、4,700円/m²とする。

②更新費用の見通し

40年間にかかる費用総額は25.2億円で、年当たりでは0.6億円が必要となります。

全道路面積の15分の1を毎年更新するため、毎年必要な費用は一定になります。過去5年間の投資的経費の実績は年平均0.17億円（グラフ中の橙色水平線）であるため、年当たりの必要経費はこれの約3.5倍に相当します。

図 道路の更新費用



橋りょう

橋りょう面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定する。
- 更新単価は次のとおりとする。

RC 橋 : 425 千円/m²

PC 橋 : 425 千円/m²

鋼橋 : 500 千円/m²

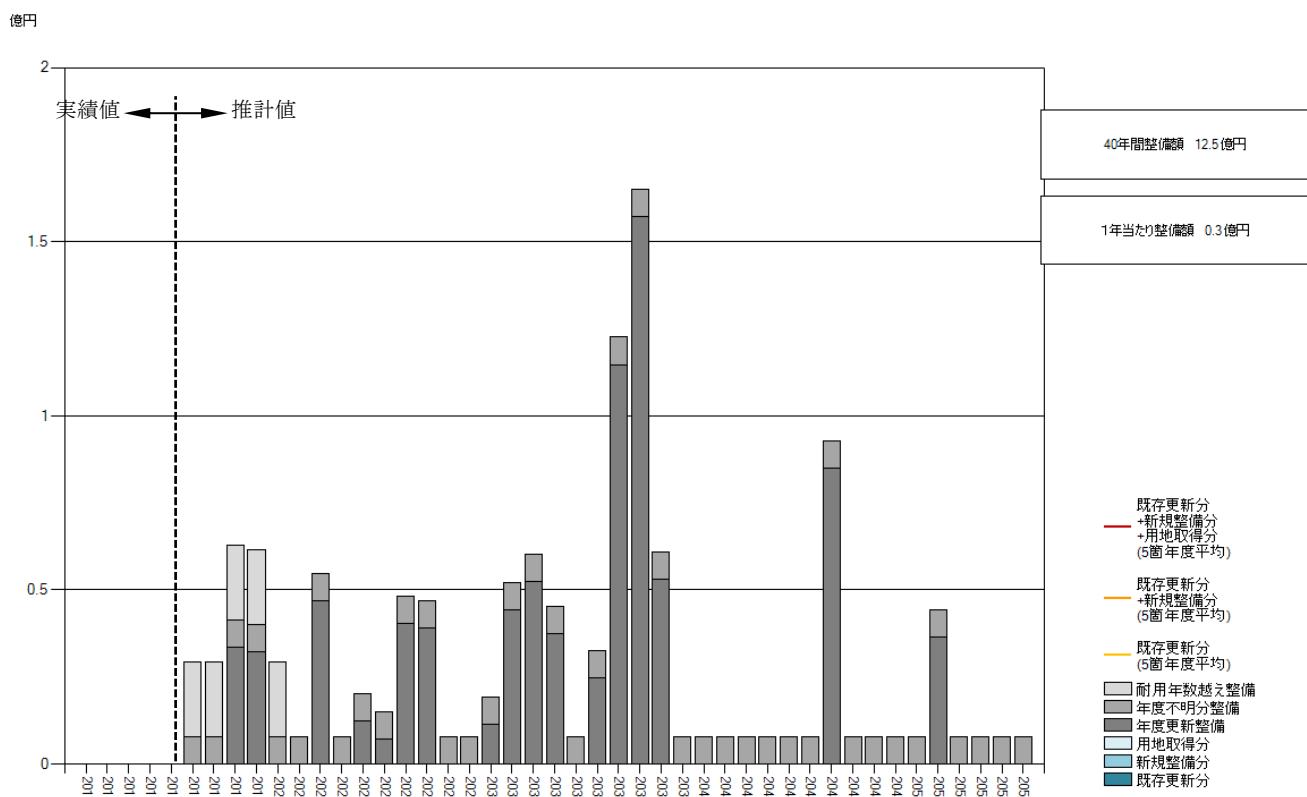
木橋その他 : 425 千円/m²

②更新費用の見通し

40 年間にかかる費用総額は 12.5 億円で、年当たりでは 0.3 億円となっており、過去 5 年間では橋りょう更新を行っていないため、今後はこれに相当する額が必要となります。

2036~37 年度に更新費用のピークが来ており、2037 年度では約 1.6 億円の更新費用が必要となります。

図 橋りょうの更新費用



簡易水道

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経過した年度に更新すると仮定する。
- 更新単価は次のとおりとする。

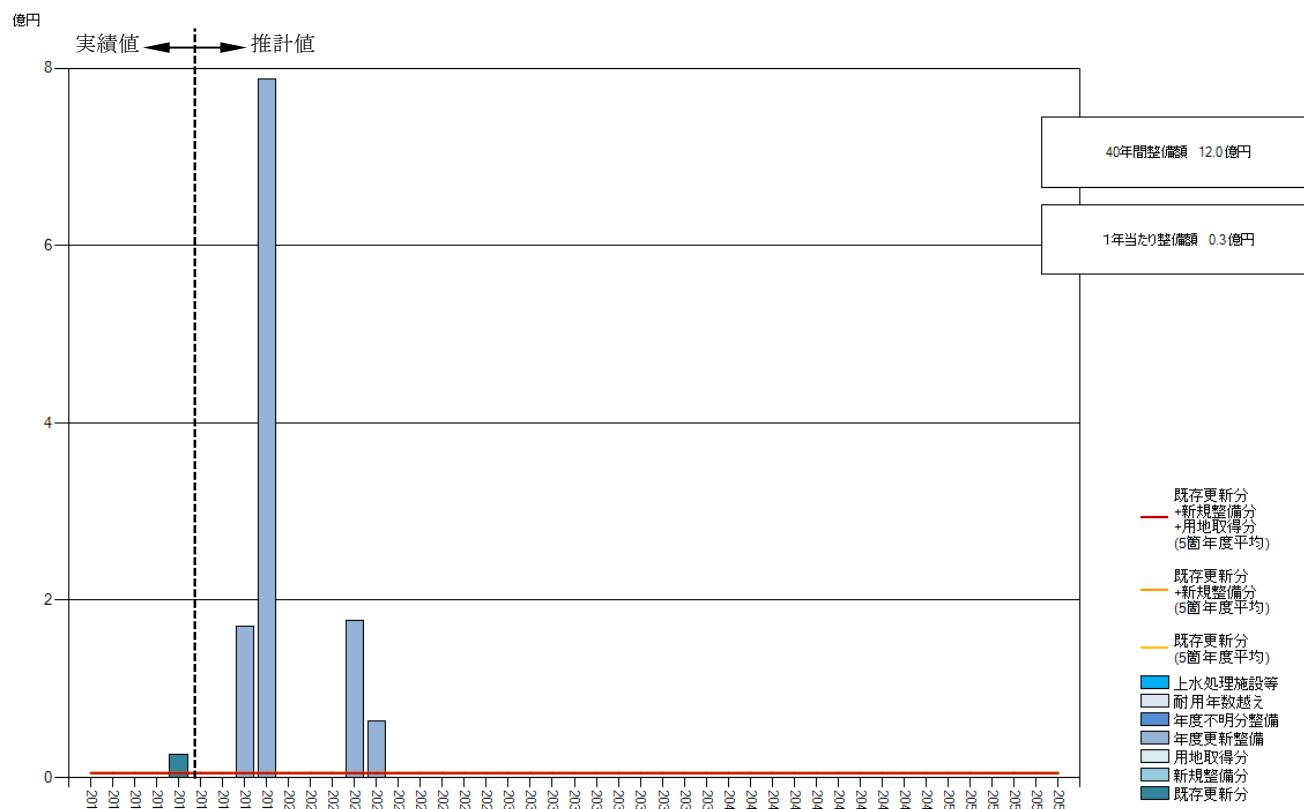
導水管	300 mm未満 :	74 千円/ m^2
送水管	300 mm未満 :	74 千円/ m^2
配水管	50 mm以下 :	16 千円/ m^2
	75 mm以下 :	18 千円/ m^2
	100 mm以下 :	19 千円/ m^2
	125 mm以下 :	20 千円/ m^2
	150 mm以下 :	31 千円/ m^2
	200 mm以下 :	39 千円/ m^2
	250 mm以下 :	46 千円/ m^2
	300 mm以下 :	74 千円/ m^2

②更新費用の見通し

40 年間にかかる費用総額は 12.0 億円で、年当たりでは 0.3 億円となっています。過去 5 年間の投資的経費の実績は年平均 0.05 億円（グラフ中の橙色水平線）であることから、約 6 倍に相当する更新費用が必要となります。

2019 年度が更新費用のピークとなっており、約 8 億円の更新費用が発生する事が予想されます。

図 上水道の更新費用



下水道

延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を推計します。

①シミュレーション条件

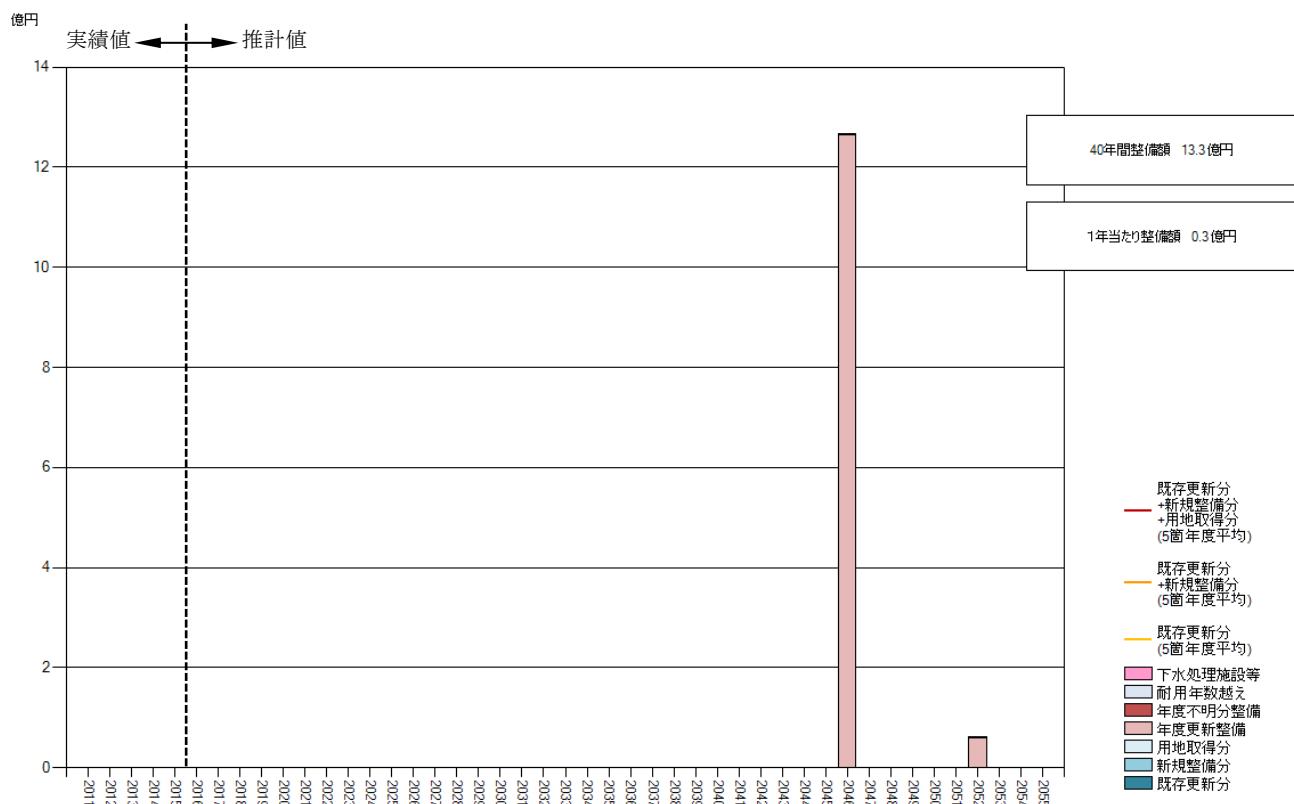
- 今後新たな整備は行わない。
- 整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経過した年度に更新すると仮定する。
- 管径別更新単価は次のとおりとする。
250 mm以下 : 61 千円/m²
- 下水道施設（建物）については、建築系公共施設の試算方法にならい加算する。

②更新費用の見通し

40 年間にかかる費用総額は 13.3 億円で、年当たりでは 0.3 億円となり、直近 5 年間では更新をしていないため、今後は相当額が必要となります。

2046 年度に更新費用のピークを迎えます。

図 下水道の更新費用

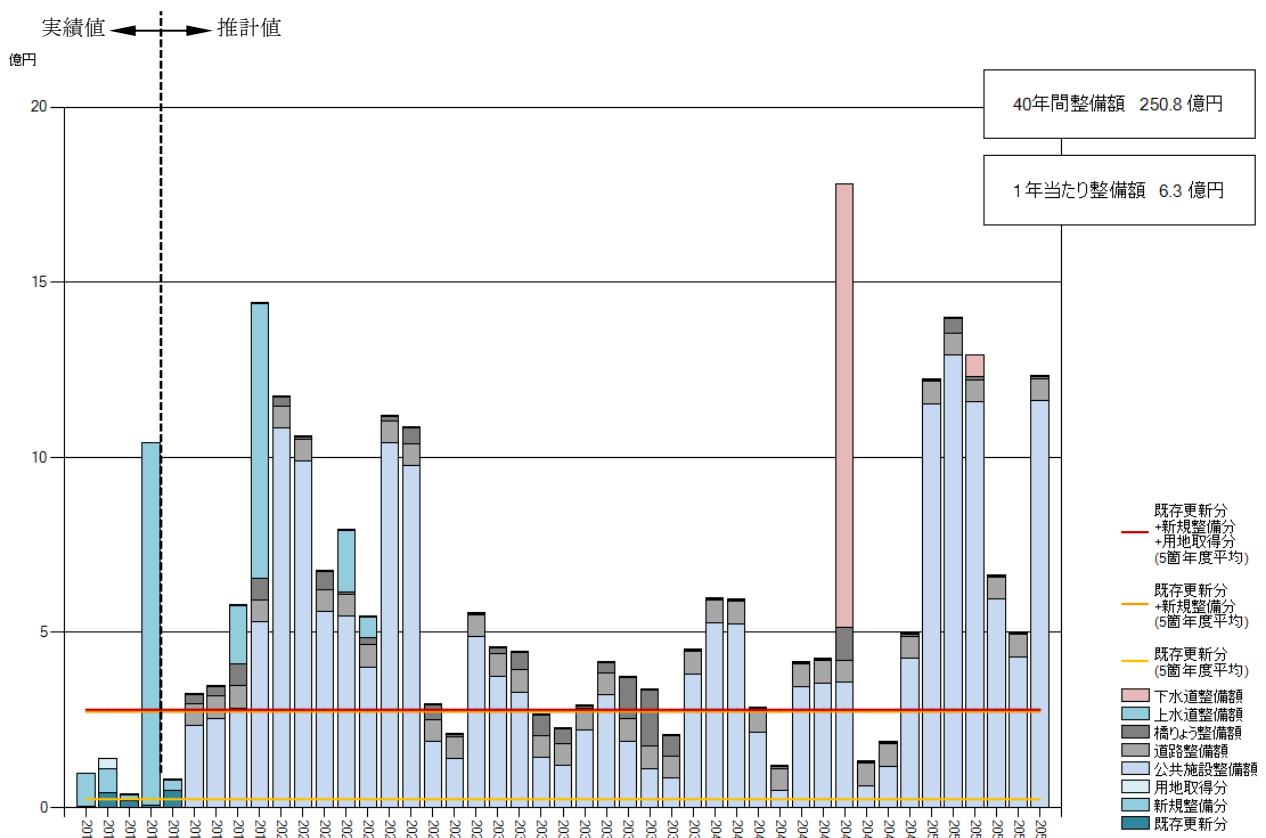


公共施設等全体のまとめ

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40 年間にかかる費用総額は 250.8 億円で、年当たりでは 6.3 億円です。

過去 5 年間の投資的経費の実績は年平均 2.73 億円（グラフ中の橙色水平線）であり、約 2.3 倍の更新費用が必要となります。

図 公共施設等全体の更新費用



第4章 公共施設等を取り巻く課題の整理

（1）将来人口の見通し

村では急速な人口減少が進んでおり、根羽村人口ビジョンにおいて、出生率改善や転出抑制の施策効果により、人口減少のペースを落とし、2060（平成72）年で人口632人を確保する目標を掲げていますが、それでも現在の人口からは約33%減となることから、公共施設の総量についても、村の人口規模に応じた適切な調整を検討する必要があります。

（2）公共施設等の現況と更新費用の見通し

村は、建築系公共施設65施設、117棟、総延べ床面積43,618.4m²のほか、道路・橋りょう・簡易水道、下水道等の土木系公共施設を保有しています。

今後40年間、既存のすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は約250.8億円、年平均では6.3億円となり、直近5年間の投資的経費の実績額約2.3倍に相当します。

土木系施設については、既存の施設量を調整する事は困難であり、維持をしていく必要がありますが、直近では更新していない施設もあるなど、今後は計画的な管理を進め必要があります。

今後40年間の更新費用の推移をみると、年度により大きく上下しており、特に膨大な更新費用を必要とする年度があることから、特定の期間に多くの費用がかかるのを防ぐための費用の平準化が必要です。

（3）建築系公共施設の劣化度

7棟の劣化度に関する調査結果では、4棟が「外壁、塗装の部分補修またはシーリング部の補修が必要」と評価されています。

これらの施設については、建物の長寿命化を図るために、予防保全的な修繕を計画的に実行し管理していく必要があります。

また、定期的な既存施設の点検・調査による管理により、施設の劣化を防ぐことも重要です。

第5章 公共施設等マネジメントの理念と目的

計画の理念、目的

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として、村が住民の理解の上で、村にとってのふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

これらの理念・目的に基づき、公共施設の管理方針を定めます。

【理 念】

公共施設等を村民の貴重な財産と捉え、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目 的】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準向上と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述の理念により、新しいまちづくりの第1歩と捉えて本計画を実行に移していくためには、以下の3点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

- ①行政の努力 : 公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
- ②住民の理解 : 受益者負担の見直し
- ③民間活力の活用 : 可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの理念・目的に基づき、施設の管理方針を定めます。

公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生する可能性があります。

対策として、つぎの2点が求められます。

- ・特定の期間に多くの費用がかかるのを防ぐための、費用の平準化
- ・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

ここでは、近年の投資的経費実績の水準で、保有する施設量をどれくらい削減すれば、費用不足がどれくらい軽減されるかをシミュレーションします。

(1) シミュレーションの考え方

- ・平成23～27年度における本村の公共施設等に関する投資的経費のうち、既存更新分と新規整備分の年平均額2.5億円を、将来にわたり毎年度確保できるものと仮定します。
- ・大規模改修・建替単価は43.1万円/m²※（すべて村債を発行し、金利2%、25年元利均等返済を想定）とし、ここから大規模改修・建替費用の総額を求めます。これと上記2.5億円の差から、費用の「不足額」を求めます。

※40年間の大規模改修・建替費用総額187.7億円を総施設面積4.4万m²で除したもの。

- ・施設の管理運営単価は5,103円/m²とし、ここから管理運営費の総額を求めます。

※40年間の大規模改修総額87.9億円の年平均を総施設面積4.4万m²で除したもの。

- ・公共施設の保有面積を削減すると

- 大規模改修・建替費用が削減され、「不足額」は小さくなります。
- 施設の管理運営費が削減され、削減分を大規模改修・建替費用に充当することができます。これを「充当額」とします。

- ・10、20、30年後の各時点において、「不足額」「充当額」が均衡する保有面積削減量を求めます。

表 10、20、30年後の各時点で大規模改修・建替を迎えている施設の面積（単位：m²）

現在の延床面積	10年後（H37）	20年後（H47）	30年後（H57）	40年後（H67）
43,618	33,736	40,814	43,618	43,618

(2) シミュレーション結果

実線は今後10年間（～2025（H37））、20年間（～2035（H47））、30年間（～2045（H57））における、削減された施設面積に応じた「不足額」です。点線はそれぞれの期間における施設面積の削減により生じた管理運営費の削減分（＝「充当額」）です。この実線と点線の交点が、「不足額」「充当額」の均衡点であり、その横軸の値がその期間までにおける適切な施設面積と考えることができます。

結果として、2025年（H37）までの保有面積は現在の73%（27%削減）、2035年（H47）までは67%（33%削減）、2045（H57）まで66%（34%削減）、2055（H67）までは74%

(26%削減)となりました。上記を踏まえ、計画期間の施設保有面積の削減量の目標を以下のように設定します。

施設保有面積の削減目標（案）

平成37年（10年後）までに施設保有面積の概ね30%を削減

表 施設延床面積の削減

	～2025（H37）	～2035（H47）	～2045（H57）	～2055（H57）
保有面積割合（現在比）		73%	67%	66%
削減割合（現在比）		27%	33%	34%

図 施設延床面積の削減と不足額・充当額

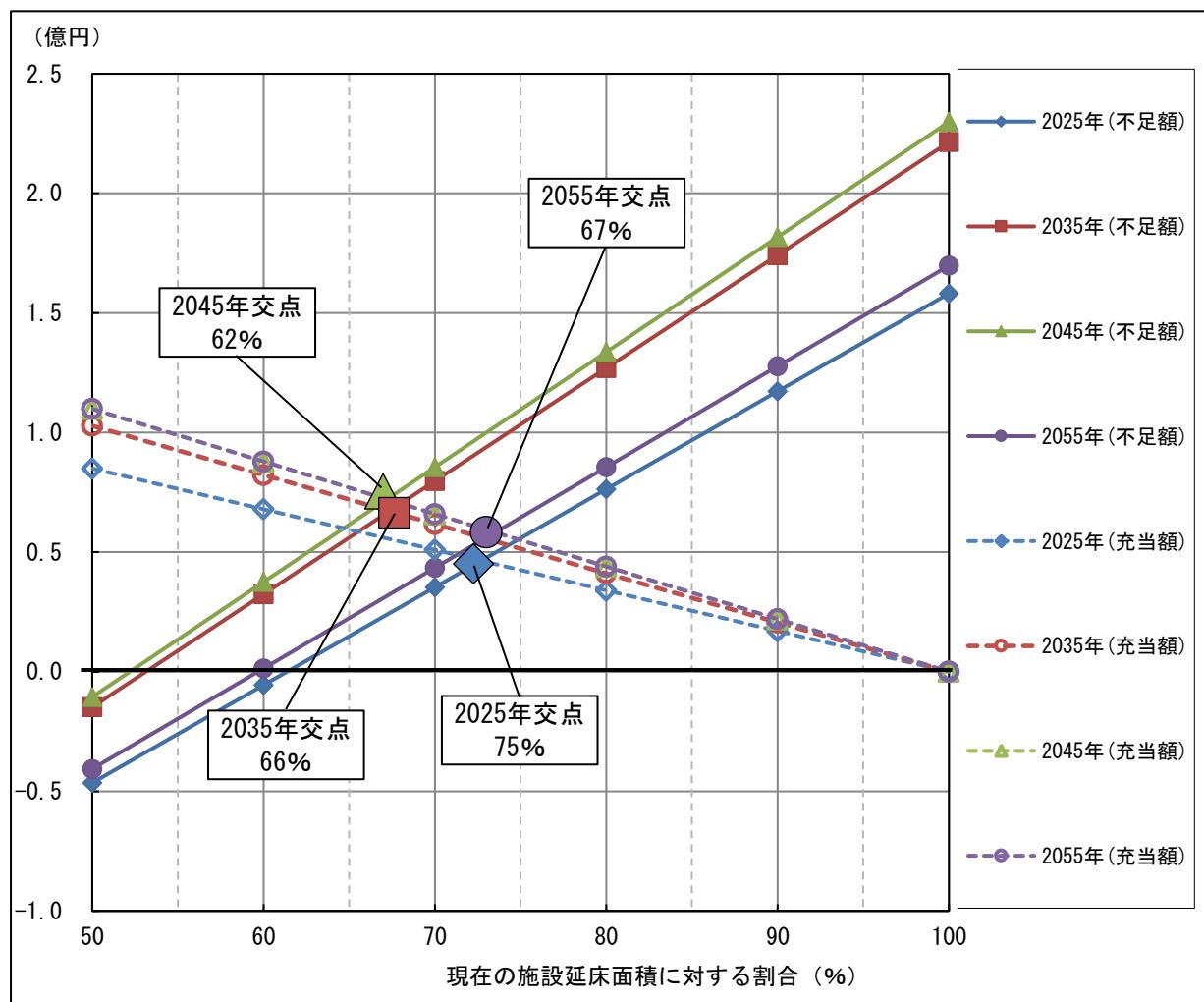


表 施設延床面積の削減と不足額

現在面積に 対する割合	大規模改修・建替費用（億円）（A）				不足額（A-2.5億円）			
	10年	20年	30年	40年	10年	20年	30年	40年
100%	4.1	4.7	4.8	4.2	1.6	2.2	2.3	1.7
90%	3.7	4.3	4.3	3.8	1.2	1.7	1.8	1.3
80%	3.3	3.8	3.8	3.4	0.8	1.3	1.3	0.9
70%	2.9	3.3	3.4	2.9	0.4	0.8	0.9	0.4
60%	2.5	2.8	2.9	2.5	-0.1	0.3	0.4	0.0
50%	2.0	2.4	2.4	2.1	-0.5	-0.1	-0.1	-0.4

表 施設延床面積の削減と充当額

現在面積に 対する割合	充当額（管理運営費削減額）（億円）			
	10年	20年	30年	40年
100%	0.0	0.0	0.0	0.0
90%	0.2	0.2	0.2	0.2
80%	0.3	0.4	0.4	0.4
70%	0.5	0.6	0.7	0.7
60%	0.7	0.8	0.9	0.9
50%	0.8	1.0	1.1	1.1

第6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・人口減少を見据えた整備更新
- ・住民ニーズへの適切な対応
- ・民間活力の積極的な導入

人口減少を見据えた整備更新

新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

(1) 人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設等の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設等を適切に維持管理・運営するためにも多くの費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、村の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

(2) 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。

これまでの不具合が発生する都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、照明のLED化や暖房機器の省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

住民ニーズへの適切な対応

社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

(1) 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

公共施設に期待する住民ニーズは、社会経済状況や時間の経過によって変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化

に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

(2) 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、村の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料は、公共施設を利用する人と利用しない人の公平性に考慮して、公平で適正な負担を求めることが重要であり、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料等を適切に設定します。

民間活力導入の検討

公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

(1) 住民、民間企業、社会福祉法人、NPO法人などの民間活力導入の検討

近年は、指定管理者制度、PFIなど、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきており、また地方自治法の改正により、行政財産も一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

本村では、公共施設の維持管理・運営において指定管理者制度を推進します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、自治会など、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。

(2) 公共施設を核としたコミュニティの醸成

公共施設は、まちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

(3) 住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

第7章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として6項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・統合や廃止の推進方針

点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

(1) 点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されており、部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

(2) 施設の診断

公共施設等の施設診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことととし、診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・個別の長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル（内装・設備等）の計画的保全、及び施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

（1）維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。修繕や小規模改修については、村と受託者が役割分担に応じて速やかに対応します。

清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、劣化防止としても重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

（2）更新・改修の実施方針

建物を長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。そのため内装・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠です。

また、個別の長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の策定を検討し、計画的な保全を実施していくよう努めます。

施設を更新する場合は、総合計画との整合性を保ち、公共施設の効率化や縮小化の観点から、単独更新以外の統合や複合化についても検討します。

安全確保の実施方針

- ・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- ・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、迅速に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

耐震化の実施方針

- 昭和 56 年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設については、公共施設・災害時避難所・集会施設等の優先順位付けを行い、順次計画的に補強改修、若しくは建て替えを実施します。

学校施設やスポーツ施設、公民館等、多くの市民が利用する公共施設は、防災拠点としての役割も担っており、今後は早期に耐震改修促進計画の見直しを行い、優先順位付けを行ったうえで、計画的に補強改修、建て替え等を実施していきます。

長寿命化の実施方針

- 総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- 建替周期は大規模改修を経て 60 年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って 80 年まで長期使用します。

(1) 総合的かつ計画的な管理

定期的な診断の結果に基づいた改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理による予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

既存の公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要であり、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

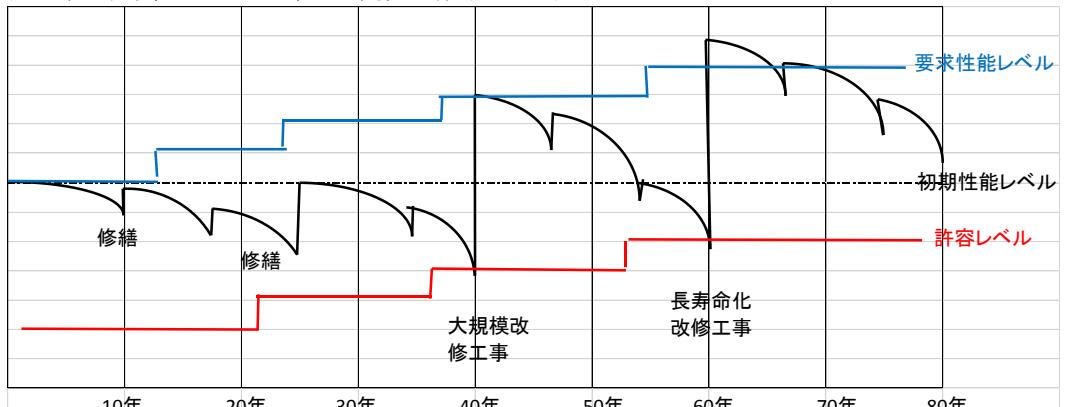
橋りょう等、個別に長寿命化計画が策定されている場合は、個別計画に準拠して適切な管理を行い、施設の長寿命化に努めます。

(2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

村の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から 40 年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から 40 年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

統合や廃止の推進方針

- ・危険性の高い施設や老朽化等が著しい施設については、施設の統廃合及び供用廃止を検討します。
- ・住民サービスの水準低下を最小限にするため、村民の理解を得た上で方向性を決定していきます。

危険性の高い施設や老朽化等が著しい施設については、供用廃止（用途廃止、施設廃止）を検討し、必要に応じて他の施設との統合を進めます。

また、公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、村民への十分な説明を行い、理解を得た上で方向性を決定していきます。

第8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

（1）市民文化系施設

市民文化系施設には根羽村総合研修センター、森沢研修集会施設が含まれます。

根羽村総合研修センターは築37年を経過しているものの、劣化度調査においても良好な結果が得られており、今後も適切な点検・修繕を行い、長期的に活用していきます。

森沢研修集会施設については、地区の人口減少や施設の劣化状況、利用状況等を勘案し、今後の利活用の方向性を検討していきます。

（2）社会教育系施設

根羽村歴史民族資料館については、築39年を経過しているものの、劣化度調査においても良好な結果が得られており、村の歴史文化を伝える重要な施設である事から、利用者の等を明確にしたうえで、サービスの見直し等について検討していきます。

（3）スポーツ・レクリエーション系施設

本村のスポーツ・レクリエーション系施設は、延べ床面積で建築系公共施設全体の4割近くを占めています。

スポーツ施設には体育館や根羽村トレーニングセンター、ゲートボール場、やまあいプール、レクリエーション・観光施設にはネバーランドや茶臼山高原観光センター、小戸名林間学舎、ファームイン南信州等があります。

これらの施設については、利用状況や施設の老朽化状況を勘案しつつ、計画的な修繕による適切な施設の維持管理を行うとともに、需要動向やサービスの見直し等、今後の利用向上の方策について検討します。

（4）学校教育系施設

学校教育系施設としては、小学校1校、中学校1校があります。

築25年を経過し、比較的新しい建物ではあるものの、学校施設は地区の防災拠点としても重要な役割を担っていることから、詳細な調査を行い、必要な修繕等の対策を検討し、長期的に活用を図ります。

（5）子育て支援施設

子育て支援施設としては、根羽村保育園があります。

村で唯一の保育施設であり、少子化が進む村にとって子育て環境を充実させる重要な施設であり、定期的な点検評価を行い、既存施設を長期的に活用していきます。

(6) 産業系施設

産業系施設としては、商工会館や根羽杉住宅普及センター、堆肥センター、木材流通センター等があります。

これらの施設は、村の農林業を支える重要な施設であるものの、築30年以上を経過している建物が多く、建物の劣化状況を調査したうえで、村の産業動向を見据えつつ、業界団体と協議し、更新を検討していきます。

(7) 保健・福祉系施設

保健・福祉系施設には、老人福祉センターしゃくなげがあります。

村では高齢化が進んでおり、今後も需要が伸びる事が想定されます。劣化度調査では部分修繕が必要との判定結果が出ており、適切な維持修繕を行ったうえで、既存施設を活用していきます。

(8) 行政系施設

役場庁舎は築50年近くを経過し、建物の状態も悪く、今後は移転、建替等を検討していきます。

各地区の詰所等の消防施設については、建物の状態を把握したうえで、修繕等の必要な対策とともに、統廃合についても検討します。

(9) 公営住宅

公営住宅については、築40年以上を経過している建物もあり、建物の劣化状況や入居需要の動向を調査し、建替や用途廃止等を検討し、公営住宅等長寿命化計画を策定したうえで、計画的な管理を行います。

(10) その他

その他の施設については、主に厚生住宅や定住促進住宅等が含まれます。

これら住宅施設については、必要戸数の算定を行い、既存住宅の経年経過を考慮しつつ、改修または建替えを進めるとともに、余剰戸数については将来的に用途廃止を検討していきます。

土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

（1）道路

村道、農道、林道については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な改修を実施します。未舗装の村道については、住民意向や交通量等を踏まえた上で効率的な舗装を実施します。

道路沿いの草刈作業、側溝の清掃作業、支障木伐採作業等については、住民との協働作業による維持管理を図ります。

（2）橋梁

橋梁については、個別計画として橋梁長寿命化修繕計画（平成23年3月策定）を策定しており、策定から5年を経過している事から、計画のフォローアップを行い、見直しを図り、これに基づいて、適切に管理を進めていきます。

（3）簡易水道・下水道

簡易水道については、水道の安定供給を行うため、今後は管理方針を定める水道ビジョンを策定し、計画にも基づいて適正な施設管理、保守点検を進めます。

また、農業集落排水についても、ストックマネジメントの手法を取り入れた予防保全計画の策定を検討し、適正な施設管理、保守点検を進めます。

第9章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

（1）公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下において、公共施設等の維持管理・更新等を的確に進めていくためには、公共施設等の情報を総務課で一元管理を行いながら、組織全体での情報共有や横断的な調整をすることが重要です。

今後は村有財産のあり方を検討する庁内会議で、各施設所管課との調整を図るほか、既存の組織を含めた関係部署と連携し、計画の進行管理を行うとともに、方針の改定や目標の見直しを行います。

（2）住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

住民団体による公共施設等の維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を住民へ提供することによって、住民に開かれた公共施設を目指します。

（3）指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の検討

指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスを提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更に採用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

（4）財源の確保

公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めます。

(5) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

フォローアップの実施方針

(1) 計画の進行管理

本計画に基づき、必要な個別計画の策定を検討します。公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新は、この個別計画に基づいて実施します。

また、維持管理する公共施設については、定期的に劣化度や利用状況、維持管理コスト等の調査および評価を実施し、評価結果に応じて、個別計画を見直していきます。

また、本計画についても社会情勢の変化等に応じて適宜評価・見直しを行います。

(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等については、問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報等を議会や住民に適宜報告を行っていきます。